

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	まなび推進課	検索番号	4-1
法令名	愛媛県美術館使用料条例	根拠条項	第4条	
許認可等	美術館観覧料の減免			
<p>(根拠規定)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 知事は、特に必要と認める者に対しては、その使用料を減免することができる。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○愛媛県美術館管理規則 (令和2年3月27日規則第17号)</p> <p>(観覧料の減免)</p> <p>第12条 知事は、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、観覧料を免除する。</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動として、展示室を観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒及びその引率者並びに展示室を観覧する県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒の引率者</p> <p>(2) 身体に障害を有する者で、本人又はその保護者が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの及びその介護者</p> <p>(3) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者及びその介護者</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者</p> <p>(5) 65歳以上の者</p> <p>2 知事は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、条例第4条の規定に基づき、観覧料を免除し、又はその一部を減額することがある。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、特別の企画による展示に係る観覧料の減免については、知事がその都度定める。</p> <p>4 第1項第1号の規定により観覧料の免除を受けようとするときは、あらかじめ、学校長が愛媛県美術館観覧料免除申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項第2号から第5号までの規定により観覧料の免除を受けようとする者は、これらの規定に該当することを証する書類を提示しなければならない。</p>				